

横浜同伸会社救済運動と星野長太郎

明治20 - 22年を中心に

富 澤 一 弘

Hoshino Chotaro and the Rescue Movements of Yokohama Doshin Kaisha - During 1887-1889 -

Kazuhiro TOMIZAWA

In December 1880, Yokohama Doshin Kaisha saw its inauguration capitalized at 100,000 yen under the direction of Direct Silk Exports' persuasive policy supported during the period between two Finance Ministers, Okuma Shigenobu and Sano Tsunetami, on a foundation prepared by Okubo Toshimichi, the former Home Secretary, who advocated a plan to establish a semi-governmental trading body for direct export of silk. It was the first trading company established exclusively for direct export of silk, and assembled model silk manufacturers to form a body of nation-wide membership headed by Hoshino Chotaro. The stockholders exported Japanese silk they manufactured directly to overseas customers through their two branches in New York and Lyon.

Since ex-bureaucrats and active silk thread manufacturers at the top of the organization established it, from the beginning the firm enjoyed abundant protection and support by the government, and steadily proclaimed increasing levels of performance. The most important factor for their business success could be attributed to support from the financial system, "Institutions for the Government Concerned Foreign Documentary Exchange", which provided services from October 1880. It was a documentary exchange exclusively for direct exports with interest rates at less than half of those on the open market. Yokohama Doshin Kaisha, as well as other silk and tea manufacturers did not hesitate to partake of the generous benefits it provided. The service was rendered through the Yokohama Shokin Ginko that was established with massive funds in excess of three million yen (increased to four million yen in the following year) supplied by the government. In

1887, Yohama Doshin Kaisha applied for 2.5 million yen, an amount, which was in essence more than 60% of the Bank's entire fund and about 25 times Doshin's own capital. Though Yokohama Doshin Kaisha was a small-scale trading company capitalized at only 100,000 yen, through the means of abundant documentary exchange funds at their disposal, they proceeded to capture and secure position as the most important direct exports trading company in Japan.

However, following 1882, the direct export's supportive policies gradually underwent cutbacks, and any kind of protection was ultimately put to dissolution. Consequently, during the second half of 1887, the Government and Ministry of Finance eventually declared the abolishment of "Institutions for Government Concerned Documentary Foreign Exchange", an act, which subsequently, became a serious blow to Doshin's survival in business.

Kawase Hideji, the president of Yokohama Doshin Kaisya, Hoshino Chotaro, a former board member and corporate auditor of the time, and others filed an aggressive petition against the Government and the Yokohama Shokin Ginko for a continuous operation of the said system. As a result, both the Ministry of Agriculture and Commerce and the Yokohama Shokin Ginko, were obliged to express their preference in continuity of the operation, thus resulting in a final decision to continue the operation limiting it to the fiscal year of 1888.

Yokohama Doshin and its concerned parties filed a petition anew, since the decision by Minister of Finance was under the precondition to abolish it. Despite all of their efforts, the system was finally abolished in March 31, 1889. The Minister of Finance, Matsukata Masayoshi, however saw to it by ordering the Specie Bank to offer "Special Arrangements" which allowed Doshin yearly amounts of one million yen for a fund of documentary exchange that the abolishment of the system would not exceed the assets of the company.

This special arrangement, however, did not provide much satisfaction to Doshin's concerns, since the fund's limits were less than half that of the previous level and limited to a duration of one year.

In March 1890, after obtaining approval from then undersecretary of Ministry of Agriculture and Commerce, Maeda Masana, Yokohama Doshin Kaisya applied for a subsidy of 500,000 yen as protection money. With the funds they planned to establish an overseas affiliate in New York and being a recipient of supportive direct exports since the beginning of Meiji Era, Maeda had indirectly supported the plan. However, when both Iwamura Michitoshi, the minister of Agriculture and

Commerce, and Maeda Masana, the vice-minister, were replaced, the application was dismissed to Doshin's disappointment.

Following this hard lesson, Kawase Hideji, Hoshino Chotaro and other concerned parties fully realized that petitions on their own, do not produce any practical means of protection nor salvation for their industry. Following this event, together with petitions they inaugurated a crusade for legislative requirements aimed at the first Imperial Diet established in November 1890 to attain the protection for direct exports and silk Industry modernization.

The next article will deal with in detail the movements carried forward around the period of the first Imperial Diet, which commenced in November 1890.

第1章 御用外国荷為替廃止と横浜同伸会社

第1節 横浜同伸会社の危機

明治10年代後半の生糸直輸出衰退期にあつて、横浜同伸会社一社のみが能く営業継続をなし得た所以は、ひとつにはその最大市場・アメリカに於いて新井領一郎の尽力の下、既に確固たる信用と販路を築き上げていたことにより⁽¹⁾、もうひとつには「本社株金損失ノ如キハ之ヲ第二着ニ置キ専心直輸ノ販売ヲ勉メ併セテ改良ノ方針ヲ求め」という社是の下、群馬県の水沼製糸所、長野県の六工社、山形県の米澤製糸会社、三重県の室山製糸等、当時の製糸業界を代表する有力荷主が結束を保っていたことにもよる⁽²⁾。

しかしながらこれらにも増して大きな要因としては、横浜同伸会社の特殊な為替事情を指摘せねばならない。即ち同社は、前号で確認した如き成立上の経緯から政府・横浜正金銀行より巨額の荷為替資金を供与されており、例えば明治20年当時、その総額は年間250万円余 資本金額の25倍相当 にも到達していた⁽³⁾。時の同伸会社社長河瀬秀治の言、「本社ヲシテ金融ノ膠渋ヲ感セシメサリシハ一ニ正金銀行ノ賜ト云フヘキナリ 故ニ本社ノ事業ヲ存続且盛大ナラシメタルハ株主即チ荷主諸君等ノ創業趣旨ヲ確守セント外ハ正金銀行即政府ノ保護トニ依ル」とはまさに右の事情を示すものに他ならない。同伸会社は明治13年12月、その開業以来、9箇年で1200万円にも及ぶ巨額の荷為替資金を供与されており、松方デフレ期に於ける極度の経営不振 明治15、6年当時、資本金額10万円を超過する損失を計上 をも乗り越えて、日本唯一の生糸直輸出専門商社としての看板を守り続けていった⁽⁴⁾。

尤もかかる特典も政府・大蔵省による直輸出保護政策の後退をうけて順次解消に向かい、大蔵省当局は明治20年下半期、遂に同年度限りの御用外国荷為替の廃止を打ち出している。そして横浜正

金銀行側もこの内示に応じて、明治20年11月、横浜同伸会社に対して荷為替の融資枠縮小を通告、さらに明治21年3月、新規融資を停止しており、ここに同伸会社は創業以来最大の危機を迎えるに至っている⁽⁶⁾。

この難局を打開すべく、同伸会社の経営陣ならびに荷主等は、政府当局者への陳情にこれ努め、また同伸会社幹部の影響下にある蚕糸業組合中央部 幹事星野長太郎以下4幹事はともに同伸会社荷主である にも即刻監督官庁・農商務省を介して、大蔵省側に方針転換を強く要請している⁽⁶⁾。その結果、農商務省、横浜正金銀行の双方が御用外国荷為替存続を希望したことから、政府・大蔵省側も明治21年度に限り、同制度存続を了承、同伸会社に対しては総額200万円までの荷為替取組を承認するに至っている。かくして明治21年3月の直輸出存続上の危機は、同年5月までには一時的に回避をみている。

但しこの決定は、飽迄御用外国荷為替の廃止を一年度先送りすることを前提にして出された措置であり、同制度存続を保証するものではなかった。それ故、同伸会社関係者は、御用外国荷為替存続を求めて、大蔵大臣松方正義、農商務大臣井上馨以下、政府要路への陳情活動を継続している。

またこれら運動に平行して、同伸会社側も経営基盤強化のために増資を検討、社長河瀬秀治の提案に応じて明治21年7月、株主総会に於いて新株30万円（1株100円、3000株）の募集が決議されており、9月までには早々10万円分の応募が得られている⁽⁷⁾。そして明治21年下半年に於いては、公称資本金額40万円規模に増資、新株払込みの実績から実際には30万円規模に止まったものの、旧来に比して遙かに強固な資本的基盤を構築することに成功しており、政府・横浜正金銀行からの信用度に加えて、内外市場からの評価も高まっている⁽⁸⁾。この後、同伸会社の経営は曲折を経ながらも明治42年度まで継続をみる⁽⁹⁾、それを可能とした一因は、まさしくこの増資に他ならなかった。

なおこの時期、同伸会社救済、即ち生糸直輸出継続のために蚕糸業組合中央部は、側面から積極的支援を展開、幹事星野長太郎、鈴木善恭両名は明治21年11月、農商務大臣井上馨に対して直接上申、直輸出振興、横浜系況の維持という両見地から国営生糸直輸出商社を創設するよう再三にわたり陳情している⁽¹⁰⁾。かかる建言は、同月召集の蚕業諮問会出席者の総意として示されたものである。この陳情自体は採用には至らなかったものの、生糸直輸出に対する間接的支援は、この後も農商務省にあっては受け継がれている。

しかしながら横浜同伸会社、蚕糸業組合中央部の総力を挙げた請願運動も、結果的には政府・大蔵省側の意向を覆すまでには至らず、明治22年2月初旬までには廃止方針が確定、遂に明治22年3月末日を以て御用外国荷為替は廃止をみている⁽¹¹⁾。**史料1**はこの廃止方針決定直前、横浜同伸会社検査役兼蚕糸業組合中央部幹部星野長太郎が元老院議員榎取素彦に宛てた上申であるが、元熊谷県令・群馬県令を介した政府当局者への働きかけも結果的には実を結ぶまでには至らなかった。

尤も御用外国荷為替の廃止が即同伸会社の瓦解、生糸直輸出廃絶に至らないようにとの配慮から、政府・大蔵省の指令により、同伸会社は「特約」というかたちで従来通り、横浜正金銀行からの荷為替資金供与を認められている⁽¹²⁾。それ故、営業停止、清算、解散の如き最悪の事態は回避された

ものの、横浜正金銀行の融資は当初は1年限りの予定であり、しかも融資枠は前年度比5割減、即ち年間100万円の規模に縮小をみたことから営業規模も縮小を余儀なくされており、同伸会社の苦境は不変であった。かくして明治22年4月以降、河瀬秀治、星野長太郎両名に代表される生糸直輸出業関係者は、公式には御用外国荷為替の復活、非公式には横浜正金銀行の特約延長と融資枠拡大を目指して運動に着手していく。

表1 - (1) 横浜同伸会社 輸出実績一覧表（明治14 - 25年）

年次 和暦	西暦	アメリカ		フランス		合計	
		俵	%	俵	%	俵	%
明治14	1881	1,283	67.6	616	32.4	1,899	100.0
15	1882	1,345	82.2	292	17.8	1,637	86.2
16	1883	1,868	71.2	757	28.8	2,625	138.2
17	1884	2,180	86.2	350	13.8	2,530	133.2
18	1885	1,392	76.8	421	23.2	1,813	95.5
19	1886	2,198	83.8	425	16.2	2,623	138.1
20	1887	3,624	90.3	388	9.7	4,012	211.3
21	1888	1,863	78.5	509	21.5	2,372	124.9
22	1889	1,332	61.6	832	38.4	2,164	114.0
23	1890	1,728	79.6	442	20.4	2,170	114.3
24	1891	2,798	89.3	334	10.7	3,132	164.9
25	1892	3,774	95.2	189	4.8	3,963	208.7

典拠：「時事新報」明治26年2月3日(7)掲載の原数値をもとに筆者が作成。因みに年度は同伸会社の会社年度（3月 - 2月）のため前号表5、6の各表とは一致しない。

それでは当時の横浜同伸会社の営業状況は、果して如何なるものであったろうか。表1 - (1)は創業以来12箇年の同伸会社輸出実績一覧表であるが、御用外国荷為替の制度の下、250万円にも及ぶ潤澤なる資金を利用し得た最終年度の明治20年度に於いては、4000俵を上まわる輸出実績がみられたものの、融資枠縮小後の明治21年度に於いては、輸出実績が前年度比6割、2300俵台の水準にまで縮小、また明治22、23年度に於いても同様の水準に終始している。

但し御用外国荷為替廃止という事態は、結果的に同伸会社側に対して自主的な経営の刷新と効率化を促しており、明治21年度末、純益6万6000円余を確保（配当額1万円余）さらに明治22年度、純益14万1000円余を確保（配当額2万8000円余）している⁽¹³⁾。因みに表1 - (2)は当時の同伸会社経営陣一覧表であるが、いずれも蚕糸業界にあっては錚々たる顔ぶれであった。この時期の同伸会社の経営体力が保護の後退と同時に雲消する程、脆弱なものではなかったことがこれら巨額の純益、配当額から窺い知れるのである。

生糸直輸出業界のもう一方の旗頭であった三田系の貿易商会は、既に前号の論文で言及した通り、この時期は単に余喘を保つのみであり、明治22年度、僅々300俵余を取扱うに過ぎず、爾後長い休

表1 - (2) 明治22年4月時点に於ける横浜同伸会社重役一覧表

役職	氏名	住所	経歴
社長	河瀬 秀治	東京	元内務省高官、明治17 - 27年社長
副社長	河村 傳衛	東京	第三十三国立銀行頭取、栃木・大嶋商社（製糸場）社長
常駐取締役	高木 三郎	神奈川	元ニューヨーク領事、明治13 - 31年副社長、31 - 42年社長
検査役	神鞭 知常	東京	元大蔵省主税局次長、後衆議院議員、内閣法制局長官
	星野 長太郎	群馬	群馬・水沼製糸社長、元上毛繭糸改良会社長
取締役	新井 領一郎	アメリカ	ニューヨーク支店長、星野長太郎の実弟
	風間 金八	山梨	山梨・風間製糸社長
	小林 吟 ⁽³³⁾ 治郎	東京	糸物問屋丁子屋主人
	川島 甚兵衛	京都	京都・西陣織物業者

典拠：「時事新報」明治22年4月1日(5)掲載の記事をもとに筆者が作成。

眠時期を経て明治26年、解散に至っている。同伸会社と貿易商会の営業状況は、まさに対照的である。このように明治20年代前半の制度的波瀾をも能く乗り越えて、横浜同伸会社は小なりと雖も、生糸直輸出の孤壘を堅守し続けていくのであった。

第2節 保護金50万円の申請とその却下

明治22年3月、横浜同伸会社は資本金額50万円規模を目指してさらなる増資の方針を打ち出している⁽¹⁴⁾。またアメリカに於ける取引先機業家の信用保証を得て、より有利な条件の下、資金調達が行えるよう交渉を開始している⁽¹⁵⁾。尤もこれはアメリカ国内法の制約が壁となって、折合いがつかずには至らなかった。そのために同伸会社は、自ら海外に於いて低利の資金 当時国内の市中金利は年利1割3分以上、一方アメリカ内のそれは3分未満 を調達できるようにニューヨーク支店の現地法人化を検討している。仮にこの構想が実現をみるならば、アメリカ国内の銀行から低利の融資を信用に応じて得られることになり、日本から高利にして高額の資金を回送する負担も省ける上に、従来に比して豊富な資金力を背景に機敏な営業も可能となる筈であった。

しかしながら本構想に対しても、アメリカ国内法が最後の障害となっている⁽¹⁶⁾。即ち同伸会社アメリカ支店の所在地であるニューヨーク州法は、現地法人化がなされていない外国企業への銀行融資を認めておらず、この制約を乗り越えて現地法人化を図るには、母国の本店側の資本金額に相当する供託金を州当局に提出する必要があるためである。これら条件を満たした上で初めて現地法人化が認可されることになっており、法人登記、さらに現地信用機関への登録という過程を経て、ようやくその企業は銀行融資の対象たり得るのであった。

従って同伸会社アメリカ支店が現地法人化を申請するならば、本社資本金額の50万円もの巨費をアメリカに送金・供託せねばならず、薄資の同伸会社にとっては、なし得るところのものではなかった。実際問題、横浜正金銀行の同伸会社に対する特約は、この時点では明治23年5月末日を以て解消されることになっており、爾後の融資に関しても、横浜正金銀行側は何等言質を与えていなかった。それ故、同伸会社が横浜正金銀行との関係寸絶をも乗り越えて、なお直輸出を継続するためには、現地法人化による低利資金調達以外の選択肢は存在しなかったのであるが、その実現化に要する最低限の原資を欠いていたのである。

明治22年6月、星野長太郎はまずアメリカ、ついでフランスに渡航して両国支店関係者と会合、実弟新井領一郎等と同伸会社存続上の問題を協議しているが、その際アメリカ支店幹部が打ち出した起死回生の方策こそ、前述の現地法人化構想であった⁽¹⁷⁾（なおフランスに於いては金融が円滑なために、かかる措置を要さなかった⁽¹⁸⁾）。

尤もこの時期、同伸会社側を力づける大きな変化が農商務省に於いて現れている。即ち『興業意見』、その他をめぐる政策上の見解相違から農商務省を追われ、非職、その後、山梨県知事に就任していた前田正名は、明治22年2月、本省に帰還を果たし、最初は工務局長、ついで5月、勸業・勸農政策の要である農務局長を兼任（同年10月、農務局長専任）と完全なる復権を遂げ、さらに明

治23年1月、農務局長兼任のまま、農商務次官に就任している⁽¹⁹⁾。前田正名の稀有な昇任ぶりは農商務次官（明治21年11月 - 明治22年12月）、農商務大臣（明治22年12月 - 明治23年5月）に累進した岩村通俊よりの絶大なる信任を背景としており、明治23年5月、岩村通俊が更迭され、前田正名自身も辞任、元老院議員に転出するまで、病弱な大臣に代って省務全体を取り仕切っている⁽²⁰⁾。

同時代を代表する直輸出政策のイデオログ、前田正名が復権を果たし、本省の実権を掌握したことは、当然、その理論実践者たる横浜同伸会社にとっても望ましい変化であり、明治22年2月以降、両者間で非公式の接触が繰り返されたことであろう。結果的に農商務省、およびその周辺に於いて俄かに巨額の保護金支給構想が浮上している。

即ちこの構想は生糸直輸出奨励の名目の下、横浜同伸会社に対して50万円 同社の資本金額、ならびにアメリカ現地法人化に要する供託金額に相当 の保護金を貸与するというものであり、同伸会社の経営基盤強化と生糸直輸出の存続・拡大を企図するものであった⁽²¹⁾。明治23年3月9日、米欧視察から帰国した星野長太郎は⁽²²⁾、直ちに右構想の実現のために行動を開始、まず旧蚕糸業組合中央部 同組織は横浜の売込問屋、長野、福島両県を中心とする蚕糸業者の造反により、明治22年3月、解体をみている⁽²³⁾ の主流派を糾合、4月初旬（4月1日 - 7日）、農商務省の蚕糸業諮問会、4月下旬（4月29日）、農商務省の蚕糸業集談会を舞台に賛成意見の集約に努めており、4月30日、農商務大臣岩村通俊宛に請願書を提出している⁽²⁴⁾。[史料2]はその請願書に他ならない。この中で星野長太郎以下11名の蚕糸業者は、同伸会社社長河瀬秀治の上申書を踏まえつつ、同社の維持と生糸直輸出存続のために、「非常特別ノ御詮議ヲ以テ」保護金50万円の交付を要請している。因みに本請願に名を連ねる蚕糸業者のうち、群馬県の町田菊次郎、山梨県の八田達也の両養蚕家を除く9名は、全員日本屈指の知名度を有する製糸業者にして、しかも同伸会社の有力荷主である。そしてこの請願の趣旨は農商務省の審議に付されるとともに、大蔵省にも伝達されており、その可否は財政当局の判断に委ねられている。

当時、大蔵大臣松方正義は財政整理の立場から政策を推進しており、原則上、かかる請願が採納に至る可能性は乏しいと言わねばならない⁽²⁵⁾。しかしながら前田正名率いる農商務省側の強い意志

早くも茶業界への保護金20万円は決定済みであり、茶業界以上に比重の大きな蚕糸業界への保護金交付を支持する空気は濃厚であった も容易に無視し得なかった⁽²⁶⁾。しかのみならず大蔵大臣松方正義自身、直輸出政策、ならびに同伸会社とは浅からざる関係を有しており、一方的に直輸出業界の切り捨ては行い得なかった⁽²⁷⁾。また時の高級紙「時事新報」も、その社説に於いて生糸直輸出の維持は国益に叶い、ある程度の直輸出業保護は不可欠であるとの論陣を張り続けていった⁽²⁸⁾。これらの事情が輻輳したため、明治23年6月段階まで大蔵省当局の判断は留保をみている。

この間大蔵大臣松方正義は、澁澤榮一、原善三郎、茂木惣兵衛、小野光景等、東京、横浜を代表する紳商を招いて生糸直輸出への協力を依頼⁽²⁹⁾、また大蔵大臣の意向を踏まえて同伸会社社長河瀬秀治も、頸敵である売込問屋の総帥原善三郎、茂木惣兵衛の両者を訪問して同伸会社への加盟を依頼している⁽³⁰⁾。但しかかかる要請は恰も敵に塩を贈るように求めることに異ならず、結局は徒労に終

っている。

この同じ時期、農商務省に於いては、期せずして一大波瀾が発生している⁽³¹⁾。即ち特命全権公使陸奥宗光のアメリカからの帰任に伴い、明治23年5月17日、農商務大臣岩村通俊が更迭され、陸奥宗光が新大臣として着任、5月31日付を以て前田正名も次官を更迭され、7月16日付を以て千葉県知事石田英吉がその跡を襲っている。その結果、前田正名に連なる本省の主流派は、実権を喪失して反主流派に転落、秘書官原敬等を含む旧反主流派がこれに代って勢力を得て、前田色は短期間のうちに一掃をみている。農商務次官前田正名を頼みの綱としていた横浜同伸会社にとっては、まさに凶報にして、一大打撃であった。しかも農商務大臣陸奥宗光、および新任の局長等は保護金交付については当初から極めて消極的であり、前大臣、前次官更迭の段階に於いて50万円下付の可能性は、ほぼ消滅に帰したものと云わなければならない⁽³²⁾。

かくして横浜同伸会社は、農商務省に於ける最大の理解者を失い、未だ請願の採否も知れず、打開策も示されないまま、横浜正金銀行との特約期限が最終的に切れる6月30日を迎えようとしていた。ことここに及び、同伸会社の命脈は、その最後の後楯である大蔵大臣松方正義の判断に委ねられている。そして大蔵大臣は、最終的に以下の決定を行うのであった⁽³³⁾。即ち同伸会社、および荷主等から出されていた保護金交付の請願を却下する一方、横浜正金銀行に対しては旧来通り、同伸会社への特約を継続するように指示を下している。この結果、同伸会社は保護金を原資とするアメリカ現地法人化への道を断たれるかわり、横浜正金銀行からの荷為替資金枠(100万円規模)を確保、以て最悪の事態を回避して社業継続、直輸出維持が可能となっている。

因みに右の決定は、6月下旬までには下されており、同伸会社、横浜正金銀行の両当事者に対して通知をみている。**史料3**はこの決定を踏まえて同伸会社が発した荷主・株主への書翰であり、この間の経緯が綴られている。本史料中、明言はなされていないものの、大蔵大臣松方正義、農商務大臣陸奥宗光両者の意向を汲むかたちで横浜正金銀行側が特約延長に応じたことは明らかである⁽³⁴⁾。

尤もかかる措置は飽迄緊急回避的、乃至暫定的決定 特約延長は、ここでも明治24年6月末までの1箇年である の域に止まり、直輸出継続上、最低限の条件を保証するまでに過ぎず、往時の御用外国荷為替の如き制度的裏打ちを伴わないものであった。従って河瀬秀治以下、同伸会社関係者が希求していた本格的保護・救済策からは、縁遠いものであったと言わねばならない。この段階に於いて生糸直輸出関係者は、単なる陳情活動だけでは、その要求実現は困難であることを認識するに至っている。かくして爾来、河瀬秀治、星野長太郎等の同伸会社関係者は、政府への運動のみならず、明治23年11月開設の帝国議会にも照準をあわせて、直輸出保護と蚕糸業近代化の両要求を融合させたところの立法制定運動に着手していくのであった。

史料1（元老院議官楫取素彦宛 星野長太郎上申控）

明治22年1月26日

謹テ陳述仕候 客年十二月二十日本邦生糸海外販売ノ義ニ付同伸会社株式ノ内江 帝室ノ御財産ヲ御投入相成該業ヲ奨励シ併セテ内地人民ノ勇氣ヲ鼓舞シ確乎タル販売ノ基礎ヲ相立度卑見開陳仕候處 閣下生力僭上ノ罪ヲ赦シ其意見ヲ採納シ之レヲ内閣總理大臣閣下ニ奉ルト 生感恩服惠ノ至リニ不堪日夜恩令ノ降ルヲ待ツ 然リ而シテ頃日米國紐育該支店ノ実況ヲ聞クニ政府ノ恩惠タル横浜正金銀行海外為替ノ便ニヨリ輸送セシ荷物 是マテハ為替期限ノ尽ルニモ不拘実品売捌キノ上為替金上納ノ慣例ニ有之候處 該銀行ノ都合ナルカ荷物ノ売ル、ト売レサルトニ不拘為替期限ニハ必ス返納可致嚴重被達候趣ニテ 元ヨリ薄資ノ会社ニシテ該支店カ之レニ応スル余資アルニ非ス 既ニ本店ニ於テ為替ノ準備ノ為メ資本増募ノ着手ニモ及居候處 夫スラ曾テ陳述仕候通意ノ如クナラス 輸出為替断絶ノ期八目下ニ迫リ居 其繼續歎願モ御採用ノ如何ハ計リ難キ今日ニ立至リ其困難實ニ名状スヘカラス 斯クテハ全国有志ノ結合ヲ以テ組織シ十三年以降千辛萬苦危険ヲ凌キ直輸ノ販路ヲ開通シ来リタル同伸会社モ内外ノ困難菌集シ閉店ノ外無之実況ニ御座候 果シテ該会社閉店ノ場合ニ至ラハ該社ハ細少ナル一商店ナレトモ事海外ニ涉リ 忽チ生糸ノ販路ヲ失ヒ外人ニ対シ日本商民ノ羸弱ヲ示シ 皇國ノ御威勢ヲ損スルノ嫌ナキ能ハス 年来外商ノ忌憚セシ目ノ長シ益入其猶慾ヲ長セシムルニ至ルヘシ 思フテ爰ニ至レハ真ニ浩歎ニ不堪ルナリ

閣下曩ニ生力言ヲ容レ總理大臣閣下ニ上請スル所アリ 事情明陳余ス所ナキヲ知ル 然レトモ該社ノ困難更ニ甚キヨ加ヘ併セテ時期ノ切迫スルアリテ回生ノ神藥モ斃死ノ后施スニ處ナカラントス 一旦閉店ノ厄ニ逢ハ、本邦ノ不名誉ヲ海外ニ流シ生糸販売上ニ於テ百年回ス可カラサルノ不幸ヲ看ントス

仰冀ハ閣下生力微衷ヲ憫察セラレー日モ早く願意ノ許可アラン事ヲ 生野質朴直斧鋌ノ罪ヲ避ケス 謹テ奉懇請候 誠恐頓首

明治二十二年一月廿六日

従三位男爵

楫取素彦殿

群馬県下上州南勢多郡

水沼村六番地 平民

星野長太郎

（群馬県勢多郡黒保根村大字水沼「星野家文書」杉崎静代氏保管、文書番号 近代1564
なお同文書については、以下、「星野家文書」とのみ記載する）

アキは闕字等を除き、筆者による。以下の史料に於いても特に断らない限り、同様である。

史料2 (農商務大臣岩村通俊宛 横浜同伸会社荷主等請願書控)

明治23年4月30日

謹テ奉請願候 御維新以来社会ノ大勢八百般ノ制度事物ヲ駆リテ改良ノ盛運ニ向ハシメ 殖産貿易ノ如キモ亦随テ増進ノ勢ナキニシモアラスト雖モ之ヲ泰西諸国ニ比スレハ天地雲泥ノ差アルハ実ニ慨嘆ノ至リニ堪ヘス候 唯タ生糸ノ業ハ幸ニ地味天候ニ適スルヲ以テ着々トシテ其歩武ヲ進メ目下国家重大ノ貿易品トナリ 其盛衰増減ハ忽チ全国民衆ノ喜憂ヲ惹キ起ス事ト相成候 且ツ之ヲ農家数年ノ実験ニ徴スルモ蚕桑ノ業他ノ米麦諸作ニ比シテ実益アルハ最早疑フヘキニアラサルヲ以テ今ヨリ以往漸ク生糸ノ増額ヲ生スヘキハ勿論ノ儀ト奉存候 実ニ蚕業ハ全国財源ノ存スル所 国家民衆ノ痛痒ニ関スルモノニシテ經濟上決シテ他ノ産業ト同一視スヘカラサルモノト信認致候 政府モ亦夙トニ茲ニ見ルトコロアリ 内ニハ明治三年早ク富岡製糸場ヲ設立シ以テ改良ノ模範ヲ示シ外ハ明治八年官吏ヲ外国ニ派遣シ以テ外国市場ノ実況ヲ内地製造家ニ示ストコロアリ 内外相応シテ蚕糸業ノ発達ヲ企図シ終ニ今日ノ盛況ニ至ラシメタルハ我々同業者ノ深く感謝スル所ニ御座候 然ルニ該貿易市場タル當ニ横浜一港ニ止マリ 相場ノ高低 商機ノ左右ハ一ニ外国人ノ専有スル所ニ係ハリ 内国人ノ如キハ恰モ暗夜ニ物ヲ採リ又タ盲人ノ明者ニ頼指セラル、モノニ異ナラス 其慘状實ニ切齒ニ堪ヘサルノ感アリ 是ヲ以テ有志相集マリ協心同力僅ニ拾万余円ノ資金ヲ以テ明治十三年同伸会社ナルモノヲ設立シ 米佛両国ニ支店ヲ開キ專意直輸ノ業ヲ勉ムルニ際シ 恰モ好シ政府ニテハ正金銀行ヲ横浜ニ設立シ専ラ直輸ノ業ヲ勸奨セラレタルヲ以テ該業ノ発達ハ驥々トシテ見ルヘキモノアリシカ 爾來種々ノ變遷ニ遭ヒシ或ハ廢業ヲナスモノアリ 或ハ中止ヲナスモノアリ 失敗相踵キ却テ外人ノ失笑ヲ促カシタルハ我々ノ嘆息ニ堪ヘサル處ニ有之候 幸ニ生糸直輸ヲ專業トスル同伸会社ハ内地製造家ノ熱心ナル贊助ト米國ニ於ケル機業発達ノ機運トニヨリ内外双方ノ介立者トナリ 外國機屋ノ実情ヲ内地製造者ニ報告シ 内地製造者ノ景況ヲ外國機屋ニ明示シ商業上ノ信用次第外人ニ注入シテ蚕糸ノ基礎漸ク將ニ鞏固ナラントスルニ至レリ 然シテ其ノ茲ニ至リタルハ正金銀行ニ於ケル御用為替取扱方ト密着シ 所謂資本 實業ト相付随セシカ為メナリ 図ラサリキ明治廿二年度ヨリ該御用為替御変更ノ挙アルニ際シ 生糸直輸ノ業將ニ挫折セントセルヲ以テ當業者ノ狼狽一方ナラス 百方苦心ノ未漸クニシテ彌縫ノ途ヲ得タルモ到底未タ蚕業ノ基礎ヲ確定スルノ運ニ至ラス 特ニ本年度ニ於テ同伸会社ノ業務上容易ナラサル一大事ノ出来スヘキ聞ヘアルヲ以テ私共追々上京致シ該社々長ニ就キテ詳細該社ノ実況ヲ尋問仕候處 結局別紙ノ通りノ事情ニ有之誠ニ驚愕悲歎ヲ増加スルノミニシテ一同當惑ノ至リニ堪ヘス候 今ヤ新糸ノ出荷ハ僅ニ數日ノ間ニ迫マル此際万一ニモ販路ノ方向ヲ定メ難キトキハ独リ當業者直接ノ安危ニ関スルノミナラス間接上相場ノ高低 改良ノ方針 商機ノ所在等ニ於テ少カラサル損害ヲ蒙リ 一ケ年凡ソ四千万円ニ達スル輸出生糸ノ萎靡渋滞再ヒ救治スヘカラサルノ悲況ニ沈淪シ 国家重大ノ財源ヲ壅絶スルニ至ルヘシト奉存候

閣下賢明夙トニ国家百年ノ長計ニ注目セラル 生糸直輸ノ国財消長ニ大關係アルハ今更ラ私共ノ
喋々ヲ待タス疾クニ御洞察ノ事ト奉存候ヘトモ時期切迫 最早ヤ一日モ黙止スルニ忍ヒス 殊ニ同
伸社長ノ説明ニ由リテ之ヲ觀レハ到底低利ノ資金ヲ以テ活潑ニ商機ヲ左右スルモノト高利国ノ資本
ニ依リ辛フシテ營業スルモノトハ事實ニ於テ競争ヲ試ミ難ク 之ヲ譬フレハ恰モ四隣援ナク兵員糧
食并ラヒ備ハラサルノ孤軍ヲ以テ人勇ニ馬肥ヘ訓練繰縦セル大兵ト決戦ヲ試ムルニ異ナラス 畢
竟商運ノ茲ニ至リタルハ直輸業者 同伸会社ノ力足ラサルカ故ニアラスシテ彼我国力ノ懸隔ニ基因
スルモノト云ハサルヘカラサル儀ニ有之候 然レトモ若シ其力足ラサルノ故ヲ以テ一朝之ヲ廢止ス
ルトキハ忽チ伊清両国ノ生糸ヲシテ米国市場ヲ蹂躪セシメ 我国力ヲシテ益々微弱ナラシムルノ結
果ヲ拿来スヘク一同痛心ノ至リニ堪ヘス

仰希クハ一時ノ障礙ニ由リテ百年ノ長計ヲ誤ラス官民一致 十数年ノ苦心ヲ以テ漸ク果実ヲ見
トスルノ域ニ達シタル蚕糸業ノ運命ヲ繼續スル様 非常特別ノ御詮議ヲ以テ何分ノ御沙汰ヲ煩ハシ
度 同業者焦眉ノ場合ニ付キ尊嚴ヲ冒シ敢テ奉請願候

明治二十三年四月三十日

群馬県 水沼製糸場

星野長太郎

長野県松代町 六工社々長

大里忠一郎

三重県 室山製糸場

伊藤小左衛門

長野県伊那郡 太陽社々長

塩澤佐七

群馬県緑野郡 高山社々長

町田菊治郎

山梨県甲府市 風間組々長

風間金八

群馬県伊勢崎町共研社々長

徳江八郎

同県北甘楽郡 北甘楽製糸会社々長

齋藤正二郎

山形県米澤市 米澤製糸場社長

丸山孝一郎

大分県 蚕業原社々長

小野惟一郎

山梨県 蚕糸業組合取締所頭取

八 田 達 也

農商務大臣

岩村通俊殿

生糸米国直輸ノ前途困難ノ事情

御質問ニ付 大略左ニ開陳仕候

抑当社八正金銀行御用為替ノ便ニヨリ営業シ来リ候處 一昨廿一年政府財政上整理ノ都合ニヨリ右御用為替金ノ取扱ヲ被廢候ニ付キ 随テ直輸業廢止ノ外無キノ場合ニ差迫リタルヲ以テ種々其筋ヘ請願シ 廿一年度一ケ年間二百萬円ヲ限り為替取扱方ノ御許可ヲ得 更ラニ株金ヲ増募シ辛フシテ二十萬円ヲ収集シタルヲ以テ細クモ直輸ノ命脈ヲ保持シ 其金融取扱手續ノ如キハ専ラ正金銀行ト協議シ 尚ホ米佛両市場ニ向テ重役ヲ派出シ百方探究為致候處 米国紐育ニ於テハ第一法律ニ關係アリ 第二危険ヲ予防スルノ慣行アリ 第三売捌代金収入期限ノ永クシテ金利ノ權衡宜シキヲ得サルアリ 其他資本ノ必要等各種ノ困難枚挙スルニ遑マアラス 右ノ如キ実況ナルヲ以テ御用為替ノ途廢絶ノ上ハ少クモ五拾萬円内外ノ別途資本ヲ求め之ヲ米国支店ノ資本ニ充テ 該地銀行及身代調査会社等ニ公示シ紐育州法ノ下ニ運動ヲナシ得ヘキ組織トナシ 之ニ依リテ該地市場ニ信用ヲ作り 外人同様薄利資本ヲ運用スルノ策ニ出ツルノ外無之ト奉存候 サリナカラ右別途資本ノ事タルヲ我邦ノ現状ニ徴スルニ金利高貴ニシテ到底ノヲ低利国ニ輸送シ得ヘキノ時ニアラサルヲ以テ迎モ民力ノ及フヘキ限りニ無之 依リテ米国支店ヨリ新井領一郎氏ヲ呼戻シ一同反覆熟議セシメ最早ヤ充分ノ探究ヲ遂ケ候今日ニ付別ニ良策モ無之 止ムヲ得ス正金銀行ニ向テ為替期限ノ延期 流用資本ヲ寬ムル事 及機屋約束手形ヲ抵当ニ荷物借用ノ件等充分請求致候ヘトモ到底予期スヘカラサルノ事情ニ相見ヘ 会社ノ存亡ハ兎ニ角ク国家ノ經濟上容易ナラサル一大事ト被存候ニ付キ 此上ハ政府ニ請願シ前述別途資本ニ充ツヘキ五拾萬円ノ貸附ヲ願フノ外最早米国直輸業ヲ繼續スルノ道無之ト決心仕リ目下頻リニ此ノ手續キニ尽力罷在候 万々一ニモ右請願聞届ケラレサルトキハ乍殘念米国直輸ノ業ヲ廢スルノ外無之事ト御承知可被下候 以上

明治二十三年四月廿八日

横浜同伸会社々長

河 瀬 秀 治

(「星野家文書」文書番号 近代1375)

史料3 （荷主宛 横浜同伸会社社長河瀬秀治書翰）

明治23年7月2日

拝啓時下不順ノ時候ニ候得共益々御安康奉拝賀候 陳八本邦生糸米国直輸ノ義ニ付而八去ル六月中御尋問ノ廉モ有之候處 右八到底本社独力ノ可及限りニ無之候間不得已当時ノ実況以書面御返答仕置候處 其後各位ニ於テモ不容易御尽力モ有之 然ルニ今般横浜正金銀行ニ於テ深く配慮ノ上該直輸ニ限り特別金融ノ便宜ヲ與ヘ 当分従前ノ如ク持続候様特約決定仕候 先以御安慮被成下度此段不取敢御報道仕候也

明治二十三年七月二日

横浜同伸会社々長

河瀬 秀治

（「星野家文書」近代未整理書翰 活版 なお「時事新報」明治23年7月2日
（1）にも同文掲載）

（とみざわ かずひろ・本学経済学部助教授）

註

- (1) 加藤隆・阪田安雄・秋谷紀男『日米生糸貿易史料』第1巻（近藤出版社、昭和62年7月）「解題」61 - 66頁。明治9年9月、初の直輸出生糸売込みに成功した新井領一郎は、契約の厳守と納品生糸の高品位からアメリカ生糸仲買商、ならびに絹織物業者から強い信頼を得ており、渡米2年目にして新井領一郎は、アメリカに輸入された日本製生糸全体の1割3分を独力で売却している。殊にアメリカ絹業協会の重鎮にして、有力な生糸仲買商B.Richardsonとの関係は重要であり、日本米国用達会社以来、横浜同伸会社、横浜生糸合名会社を経て大成した新井領一郎の在米商人としての幸福な出発点となっている。
- (2) 「同伸会社営業ノ顛末」（同伸会社社長河瀬秀治上申書〔農商務大臣・大蔵大臣宛〕明治21年度下半期、星野家文書 近代未整理文書）
- (3) 註(2)と同。
- (4) 「時事新報」明治23年5月17日(3)。
- (5) 「時事新報」明治21年3月31日(3)。
- (6) 「時事新報」明治21年11月25日(3)、12月2日(5)、および「海外荷為替及預ケ金」（『明治財政史』第9巻、明治財政史編纂会、明治37年12月）602 - 605頁。
- (7) 「時事新報」明治21年9月6日(3)。
- (8) 「時事新報」明治21年11月17日(3)。
- (9) 藤本實也「邦人の生糸輸出業」（『開港と生糸貿易』下巻、刀江書院、昭和14年12月）498 - 502頁。
- (10) 「時事新報」明治21年11月25日(3)、12月2日(5)。
- (11) 「時事新報」明治22年3月16日(5)、3月30日(4)、および「海外荷為替及預ケ金」（『明治財政史』第9巻、明治財政史編纂会、明治37年12月）604頁、「本行創立の当時から明治二十年の第一回増資に至るまで」（『横浜正金銀行史』横浜正金銀行、大正9年、復刊、日本経済評論社、昭和51年2月）113 - 117頁。
- (12) 「時事新報」明治23年7月7日(1)。

- (13) 「時事新報」明治22年4月1日(5)、明治23年7月24日(4)。
- (14) 「時事新報」明治22年3月23日(4)。
- (15) 「時事新報」明治23年5月10日(4)。
- (16) 「生糸貿易存廢ノ儀ニ付上申」農商務大臣岩村通俊宛星野長太郎他10名上申書、明治23年4月30日(星野家文書 近代文書番号1375) および河瀬秀治『生糸貿易維持方案』(星野長太郎、明治24年1月) 12 - 14、21 - 22各頁。この法律とはアメリカ ニューヨーク州の訴訟法であり、現地法人化未了の外国企業との商業取引、および金融は、法律上の保護の対象外とされていた。
- (17) 「日記」明治22年6月30日、7月2日条(星野家文書 近代未整理文書)。
- (18) 「星野長太郎君欧米巡回講話筆記」明治23年4月(星野家文書 近代文書番号1431)。
- (19) 有泉貞夫「興業意見」の成立」(『史学雑誌』第78編第10号、史学会、昭和44年9月) 1 - 30頁、および祖田修「官界復帰と農工商調査の実施」(『人物叢書前田正名』吉川弘文館、昭和48年1月) 83 - 150頁、上山和雄「前田正名と農商務省」(『日本歴史』第343号、吉川弘文館、昭和51年12月) 68 - 84頁。前田正名の履歴については、「興業意見解題」(『明治前期財政経済史料集成』第18巻ノ1、明治文献資料刊行会、昭和39年7月) 7 - 12頁、および『明治史料顕要職務補任録』(柏書房、昭和42年12月) 77、305 - 306頁、「前田正名年譜」(『生活古典叢書第1巻 興業意見他前田正名関係資料』光生社、昭和51年6月) 21 - 29頁。
- (20) 「時事新報」明治25年3月17日(3)、および祖田修「官界復帰と農工商調査の実施」(『人物叢書前田正名』吉川弘文館、昭和49年1月) 134 - 150頁。
- (21) 「時事新報」明治23年5月10日(4)、6月28日(1)。
- (22) 「時事新報」明治23年3月9日(1)。
- (23) 大塚良太郎『蚕史』後編(富桑園、明治33年7月) 80 - 89、94 - 103、173 - 174頁。
- (24) 「時事新報」明治23年4月5日(3)、4月8日(4)、4月9日(3)。
- (25) 「時事新報」明治23年4月19日(2)。
- (26) 「東京朝日新聞」明治23年2月5日(2)、および「時事新報」明治23年4月9日(2)。
- (27) 横浜同伸会社初代社長速水堅吾(明治13年 - 18年)、2代社長河瀬秀治(明治18年 - 27年)両名は、ともに松方正義の下僚であったことがあり、しかもかつて自らが掲げていた直輸出政策の経緯からして、同伸会社に対しては、極力政治的・金融的保護 経営陣や荷主からすれば不十分ながらも を与えている。また星野長太郎と松方正義は、明治9年、内務省勸業寮時代から接点があり 親族にして大蔵省在職の吉田市十郎(後会計検査院検査官)の紹介 明治10年、松方正義の大蔵大輔兼内務省勸業局長就任以来、一層緊密な関係を結んでおり、松方正義自身、後年上毛繭糸改良会社に視察に赴いている。両者の関係は、明治20年代を経て、30年代に至っても継続しており、交流は明治41年、星野長太郎の逝去の時点まで継続している(大正11年、群馬県前橋公園内に星野長太郎の頌徳碑が建てられているが、その題額は松方正義が揮毫している)。因みに大正2年、新井領一郎の長女と松方正義の子息が婚姻を遂げており、両家の関係は大正13年、松方正義の薨去の後も、現在に至るまで継続している。
- (28) 「米国直輸出生糸論」(「時事新報」明治23年5月14日(2)、5月15日(3)、5月16日(2)、5月17日(3))、および「民業保護の方法」(「時事新報」明治23年6月27日(1)、6月28日(1))、「米国生糸直輸出は細くも其命脈を繋ぎざる可らず」(「時事新報」明治23年6月30日(1))。
- (29) 「時事新報」明治23年6月25日(3)。
- (30) 「時事新報」明治23年6月5日(5)。
- (31) 「官報」明治23年6月3日、19頁、および『影印原敬日記』第2巻(北泉社、平成10年3月) 121 - 122頁[明治23年5月17日条]、129 - 130頁[6月13日条]、132 - 133頁[6月21日条]、142 - 143頁[7月17日条]、「時事新報」明治23年5月18日(4)、6月3日(4)。
- (32) 「時事新報」明治23年5月24日(4)、6月25日(3)、6月26日(4)、7月10日(3)。
- (33) 「時事新報」、明治23年7月5日(1)。
- (34) 註(33)と同。